

やまなし観光推進機構特別事業 補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、(社)やまなし観光推進機構が行う特別事業に対し補助金を交付することについて、山梨県補助金等交付規則(昭和38年山梨県規則第25号。以下「規則」という。)によるほか、必要事項を定めるものとする。

(補助対象事業者)

第2条 この補助金交付の対象者は、次に定めるものとする。

(1) 社団法人 やまなし観光推進機構

(補助対象事業)

第3条 知事は、やまなし観光推進機構が行う特別事業に必要な経費のうち、相当と認められるものについて、予算の範囲内において交付する。

なお、特別事業とは次に定めるものとする。

- (1) 信玄公祭り甲州軍団出陣事業
- (2) 信玄公祭り関連の各地方行事への助成事業
- (3) 信玄公祭りの宣伝・広報事業

(補助金の額等)

第4条 この補助金の限度額及び補助率は、予算で定めるところによる。

(補助金の交付申請)

第5条 この補助金の交付を受けようとするものは、規則第4条の規定により別に定める期日までに補助金交付申請書(様式第1号)に次の各号に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 事業収支予算書
- (3) その他必要な書類

(補助金交付の条件)

第6条 規則第6条に規定する補助金交付の条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 補助事業の内容を変更(別表に定める軽微な変更を除く。)しようとする場合又は補助事業を中止し若しくは廃止しようとする場合においては、補助事業変更(中止、廃止)承認申請書(様式第2号)を知事に提出して、その承認を受けなければならない。
- (2) 前号における軽微な変更とは、次に示すとおりとする。
 - イ 事業の内容に変更を伴わないもので、補助事業の各事業相互間におけるいずれか低い額の概ね20%以内の経費の配分の変更をいう。
 - ロ 補助事業等の遂行過程で生じた事情変更等により、事業内容が変更するものであるが、その変更内容が軽微であり、承認にかかはらしめるほどのことがないようなものをいう。
- (3) 補助事業が、予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難になった場合は、速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならない。

(補助金の交付)

第7条 この補助金の交付は、精算払いとする。ただし、知事が必要と認めたときは、概算払いとすることができる。

2 補助金の概算払いを受けようとするものは、補助金概算払請求書(様式第3号)を知事に提出しなければならない。

(実績報告)

第8条 補助金の交付を受けた者は、事業が完了した日若しくは、第6条の規定による補助事業の廃止の承認を受けた日から起算して1ヶ月を経過した日又は交付決定をした年度の翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに、規則第12条の規定による事業実績報告書(様式第4号)に次の各号に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

- (1) 事業実績書
- (2) 収支決算書
- (3) 実施状況の写真
- (4) その他添付書類

(補助金に係る経理)

第9条 補助事業者は、補助金に係る経理についての収支の事実を明確にした書類を整備し、かつこれらの書類を補助事業が完了した日に属する会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

附則 この要綱は、平成16年 4月 1日から施行する。

附則 この要綱は、平成21年 4月 1日から施行する。